

令和 8 年度 山元町立小学校移動式エアコン等
購入事業

特記仕様書

令和 8 年 7 月

山元町教育委員会 教育総務課

特記仕様書

1 事業名

令和8年度 山元町立小学校移動式エアコン等購入事業

2 適用範囲

本仕様書は、上記の事業に適用する。

3 納入期限

令和9年3月26日

4 特記事項、条件明示

(1) 納品・設置場所

- 山元町立山下小学校（屋内運動場1階）

品 目	数 量
移動式エアコン	4 台
ポータブル自家発電機	4 台
LP ガスボンベ収納庫①	1 台

- 山元町立山下第一小学校（屋内運動場1階）

品 目	数 量
移動式エアコン	4 台
ポータブル自家発電機	4 台
LP ガスボンベ収納庫②	2 台

(2) 購入機器（参考機器のため同等品以上可）

- 移動式エアコン（参考機器：信越空調㈱ヒエスポ MAC564C（標準仕様））

項 目	規格・内容
(1) 本体形状	・ 室内機及び室外機が一体型であること ・ 四輪キャスターで移動可能であること ・ 上下左右の風向調整が可能であること
(2) 外形寸法	W1006mmD748mmH1337mm
(3) 相当馬力	2.0 馬力
(4) 電源	単相 200V 50Hz
(5) 冷房能力	5.0kw(1.3kw～5.6kw)
(6) 暖房能力	5.6kw(1.4kw～6.3kw)
(7) 付属品 ※一台あたり	・ 専用風向調整ルーバ×2 個 ・ フィルター(660mm×750mm)×2 枚

	・排水用ホースニップル×1 個 ・ホースバンド×1 個 ・フランジガード×2 個 ・排気用吸込口フィルター(660mm×360mm)×2 枚 ・排水ホース 3000mm×1 本 ・液晶保護パネル×1 枚 ・ケーブル延長 15000mm×1 式 ※コンセントプラグ取付(単相 200V 50Hz ELB30A)
--	---

・ポータブル自家発電機（参考機器：(株)G&ECO ELSONA GD5000SR）

項 目	規格・内容
(1) 本体形状及	・移動用の取っ手付きであること ・二輪キャスター付きであること ・操作パネルが本体付属であること
(2) 定格出力	4.5KVA(LP ガス)／5.0KVA(ガソリン)
(3) 出力	単相 100V／単相 200V／USB2.1A／USB1A
(4) 外形寸法	W615mmD490mmH550mm
(5) 燃料	ガソリン／LP ガス
(6) 付属品 ※一台あたり	・防水カバーステンレス製(W700mmD900mmH800mm)×1 個 ※別紙図面参考 ※鍵付き ※アンカー留め固定 ・専用単段式圧力調整器×1 個 ・LP ガス接続ホース 3000mm×1 本 ・専用充電アダプター×1 個 ・本体側面カバー手回しネジ×4 本 ・メンテナンス工具×1 式 ・オイル漏斗×1 個

・LP ガスボンベ収納庫①（参考機器：(株)ホクエイ BN-300(標準)）

項 目	規格・内容
(1) 外形寸法	W2028mmD1015mmH2160mm
(2) その他	LP ガスボンベ収納庫の設置として、以下のものを含むものとする。 ・消火器 BOX×1 個(消火器含む) ※LP ガスボンベ収納庫に固定 ・LP ガス貯蔵設備表示板×1 枚 ※LP ガスボンベ収納庫に固定

	・中継 BOX(鍵付き)×4 個 ※ポータブル自家発電機に LP ガスを供給するため、 収納庫及びポータブル自家発電機の上に BOX を設置するもの ※中継 BOX とポータブル自家発電機を繋ぐ LP ガス接続ホース 3000mm が、収納できる大きさであるもの ※屋内運動場の外壁に固定 ・LP ガスボンベ収納庫から中継 BOX までの配管 ・基礎新設(W2200mmD1200mm) ・消防法第 9 条の 3 に係る申請手続き
--	---

・ LP ガスボンベ収納庫② (参考機器:株ホクエイ BN-200D(標準))

項 目	規格・内容
(1) 外形寸法	W1128mmD1015mmH2160mm
(2) その他	LP ガスボンベ収納庫の設置として、以下のものを含むものとする。 ・消火器 BOX×2 個(消火器含む) ※LP ガスボンベ収納庫に固定 ・LP ガス貯蔵設備表示板×1 枚 ※LP ガスボンベ収納庫に固定 ・中継 BOX(鍵付き)×4 個 ※ポータブル自家発電機に LP ガスを供給するため、 収納庫及びポータブル自家発電機の上に BOX を設置するもの ※中継 BOX とポータブル自家発電機を繋ぐ LP ガス接続ホース 3000mm が、収納できる大きさであるもの ※屋内運動場の外壁に固定 ・LP ガスボンベ収納庫から中継 BOX までの配管 ・既存犬走に設置

(3) 施行条件等

ア 受注者は購入物品の輸送、搬入、納品、設置、固定、設定、動作確認（接続機器）及び付属品に係る費用等（取付に係る工事一式）に係る費用は全て受注者の負担とする。

イ 移動式エアコンとポータブル自家発電機の組合せ始動運転試験について、実績を有する製品であること。

ウ 施行の日程、作業計画等については、事前に担当者と協議し指示に従うこと。

エ 施行の際に、壁・天井・床等の損傷の恐れがある場合は、適切な方法で養生をす

ること。

オ 梱包は受注者が開封し、外観上、機能上の破損がないか確認するとともに、付属品の有無を確認すること。また、納入後に不要となった梱包資材等は、受注者が持ち帰ること。

カ 当該機器の設置における破損・汚れ等の復帰は担当者と協議し、受注者の責任において補修すること。

キ 当該機器製品の欠陥等に起因する故障等の問題については、速やかに対処すること。

ク 本体の試運転、調整を行った後、通常使用ができる状態をもって設置完了とし、設置完了後、担当者の検収を受けるものとする。

ケ 納品後、円滑な運用作業を可能にするため、関係者に対して操作説明会(同日に 2 校)を行うこと。また、設置校から機器の取扱に係る説明を求められた場合は、要望に誠実に対応すること。

コ 受注者は速やかなアフターサービス及びメンテナンスが行える体制を有するものとし、1 年以内において設計、材料、製造、設置方法等に起因する不具合が生じた場合は、修理又は交換する責を負うものとし、その費用も受注者が負担するものとする。但し、メーカー等別に定めた保証期間は 1 年を超える場合にはそれに適応する。

サ 取扱説明書（日本語表示）を本体 1 台につき 1 部納入すること。

シ 【同等品以上可】の記載があるもの（移動式エアコン及びポータブル自家発電機、LP ガスボンベ収納庫）について、仕様書記載の基準品以外で入札に参加を希望する場合は、令和 8 年 7 月 27 日（月）までに同等品確認書（様式第 7 号）により、同等品の確認を受けること。

ス この契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び山元町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、効力は山元町議会の議決を経てから生じるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

5 見積内容

本特記仕様書に従い、合計金額（消費税抜き）を見積もること。

6 監督及び検査方法

山元町財務規則に基づき町と協議の上、上記業務を実施・検査し、合格したことをもって引渡しとする。

7 代金の支払方法

落札者は、町と協議の上、山元町財務規則等関係法令を遵守し、契約書等に基づき、代金の支払いを受けるものとする。

8 質疑

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議の

上、決定するものとする。

9 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本町から指名停止措置を受けている者にこの契約の下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

○山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱 別表（第3条、第7条、第8条関係）

措 置 要 件
1 有資格者が暴力団員等であるとき。
2 有資格業者又はその役員が、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。
3 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていたと警察から通報があり又は警察が認めたとき。
4 暴力団、暴力団員等若しくは暴力団、暴力団員等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
6 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり又は警察が認めたとき。